

(陳受18第15号)

まちづくり条例の早期制定・施行に関する陳情

受理年月日

平成18年5月30日

陳情者

吉祥寺東町2-45-4
法政大学第一中・高校跡地対策会
世話人会代表 中嶋禎次

陳情の要旨

私たちは、吉祥寺東町所在の法政大学第一中・高校が平成19年に三鷹市に移転するに当たり、跡地対策を検討している地域住民の有志です。

当該地域は、低層住宅と教育施設が共存する閑静な住宅街ですが、このたび、法政大学第一中・高校跡地をマンション建設業者が購入することが明らかになり、大変憂慮しているところです。

法政第一中・高校は、昭和26年に市ヶ谷から吉祥寺に移転してきました。その後、昭和40年代に現在の用途地域が指定されましたが、学校などが隣接している当該地域は、校舎などの施設が法律に適合するよう中高層建築が可能な用途地域となりました。

周辺が第一種低層住居専用地域に指定されているのは、当時特段の配慮がなされたものと考えますが、公共性のある教育施設ということで、私たち近隣住民も一定の理解を示し、現在に至っています。

ところが、この配慮を逆手にとるかのように、中高層建築が可能な状況のまま、マンション建設業者が学校用地を取得し、試算によると30メートル程度の共同住宅が建設可能という驚くべき事実、私たちは大きな憤りを感じています。

先般、境5丁目のコトブキ跡地でも高層マンション問題が発生し、大規模な住民運動が展開されたのは記憶に新しいところです。

本市は、市域の多くが低層住居専用地域であり、今後同様な問題が発生することも予想され、行政が抜本的解決策を早急に推進することが望まれるところです。

そこで、良好で周辺地域と調和のとれたまちを保全するため、「まちづくり条例」を早急に制定・施行し、特に、下記の趣旨を盛り込むよう陳情します。

記

教育施設など公共性・公益性のある建築物が建設されていることにより、当該用途地域が周辺地域よりも緩和されていることが明らかな場合、その使用目的が変更され、かつ公共性・公益性が認められなくなったときにおいては、市の土地利用方針等を踏まえた、周辺地域と調和のとれた土地利用を誘導するルールづくりをすること。